

中教審法科大学院特別委員会（第61回）における 委員からの予備試験に関する主な御意見等

（未定稿）

- 予備試験は例外的な制度であることを明確にすべき。予備試験合格者は法科大学院修了者と同等程度とはいえ、実務科目の履修や模擬裁判等のプロセスが欠如する。法科大学院の成果は司法試験の合格率のみで判定はできず、それでも予備試験と比較してしまう世論が問題。
- 学部生であっても予備試験に合格すれば、（法科）大学院修了者と同等程度とされることに違和感がある。ペーパー試験の是非もあるが、少なくとも試験科目については、現行のように基本科目に傾斜した形ではなく法科大学院の科目と平行にすべき。
- 予備試験は法科大学院の設置趣旨にも悪影響を及ぼす故、抜本的見直しが必要。法科大学院生の受験資格は制限すべき。
- 予備試験の受験年齢を上げるべき。経済的事情への配慮であれば、本来、奨学金で対処可能。適性試験を経ていないなど、予備試験と法科大学院の位置付けの違いをはっきりと示すべき。
- 予備試験への懸念は皆と同感。年齢制限や試験科目を増やす等の措置は考えられる。
- 規制改革に関する閣議決定での合格者の均衡については、議論の前提たる法科大学院が十分に機能しておらず、そのような状況での割合の比較はナンセンス。予備試験がその趣旨に適っているかは疑わしいが、いずれにせよ根治療法と対処療法の併用が望ましい。予備試験組が不公平とならぬよう割合を配慮すれば合格者が増え、実績ある法科大学院から崩れることとなり、法曹養成牽引の主要なエンジンが損なわれる。
- 予備試験合格者の中には法科大学院の学生も多いので、（著しく不利にならないよう）割合を均衡させるとのロジックは適当ではない。
- 確かに予備試験合格者は潜在的に優秀な人が多いと感じるが、法科大学院を経由するか否かで10年後20年後の日本の法曹がどう変わるのかを考えるべき。

（※本資料は事務局の責任において委員の御意見等をまとめたものである）